

別記様式（第6条関係）

土地区画整理事業助成金の返還に関する協定書

佐倉市 市長 （以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
は、佐倉市土地区画整理事業の助成に関する条例施行規則（平成10年規則第26号。以下「規則」という。）第8条第3項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（連帯保証人の設置）

第1条 乙は、規則第20条に規定する助成金の返還命令を受けた場合の当該返還命令の履行の担保として、個人施行の事業にあつては2人以上、組合施行又は区画整理会社の事業にあつては5人以上の連帯保証人を立てるものとする。

（連帯保証人）

第2条 連帯保証人は、乙が規則第20条に規定する助成金の返還命令を受け、当該助成金の返還の履行をしない場合は、乙に代わりその義務を負うものとする。

（協定の失効）

第3条 この協定は、乙が土地区画整理法第45条第1項第4号に規定する、事業の完成を事由とする同法第45条第2項の認可を受けたときに、その効力を失う。

（協議）

第4条 この協定に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議するものとする。

上記覚書締結の証として本協定書 通を作成し、甲、乙、連帯保証人が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市
市長 印

乙 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印